

表 5

## 慎重さの原則(precautionary principle)/予防的対応(precautionary approach): 化学物質の環境影響評価の新しいパラダイム

**定義:** 化学物質の悪影響から人間、生態系を守るために予防的アプローチがそれぞれの国的能力に応じて広く適用されなくてはならない。深刻なあるいは不可逆的な損傷の起こる恐れのある場合、科学的確実さが十分でないからといってそれを理由にして環境破壊を防ぐための費用・効果的に意味のある施策を延期してはならない

(UNCED, 1992 アジェンダ21 第15章)

→ “sustainable development(持続可能な開発)”,

“biodiversity(生物学的多様性)”に対応

[次世代への責任、人間以外の存在の幸福(国有の価値)を認識すること]

表 6

## 慎重さの原則(precautionary principle)/予防的対応(precautionary approach) の正しい理解のために

1. 一般に広く受け入れられる定義や基準を欠いているため解釈は様々であり(20以上のバージョンがある)、適用に困難がある。
2. リスク概念は経済的、社会的、生態的など多面性をもっている。慎重さの原則は不必要(不注意)に導入されるべきではない。
3. 客観的なリスク評定を達成するためには、何よりも透明性の高い、そして多様な利害関係者の参加するリスク評定方法の樹立が必要である。
4. 慎重さの原則は技術進展や科学の発展を阻害するものではなく、より柔軟性のある管理を誘導するための手段である。
5. 科学者の役割
  - ① 不可逆的な損傷の恐れとはどのような証拠によるのか
  - ② 潜在的に有害な活動の限界(上限)とはどこか
  - ③ どのような事前・予防的行動が有効か